

## 仕様書（提案公募時）

## 1 件名

博多旧市街プロジェクトプロモーション等業務委託

## 2 業務の目的

本市では古くから商都として栄え、長い歴史や豊かな伝統文化を有する博多部の価値ある資源をストーリーとまちなみでつなぎ、エリア全体の魅力を高めることにより、国内外への訴求力を高めていく「博多旧市街プロジェクト」を推進している。

本業務は、博多旧市街の魅力や価値を国内外に広くアピールするとともに、来訪意欲の向上及び回遊促進を図ることを目的とする。また、地域のイベントとして根付き博多旧市街の魅力である地域資源（神社仏閣）を活かしたイベント「博多旧市街ライトアップウォーク（令和8年10月31日（土）～11月3日（火・祝）開催）」の機会を捉えた広報を実施するもの。

【博多旧市街プロジェクトHP】

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/c\\_kanko/shisei/hakataoldtown.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/c_kanko/shisei/hakataoldtown.html)

【福岡市観光情報サイト よかなび】

<https://yokanavi.com/hakataoldtown/>

## 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※なお、令和9年度以降も本事業を実施することとし予算措置がなされ、かつ受託事業者において本業務の履行状況が良好であると認められる場合は、最大2回（令和10年度）まで随意契約の相手方となることができる。

## 4 履行場所

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部地域観光推進課

## 5 業務内容

以下に示す業務を実施すること。

## (1) 全体業務関連

本仕様書に示す業務を遂行するための実施計画（スケジュール含む）や実施体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえて取り組むこと。

## ①提案事項

本事業実施にあたっての実施計画（スケジュールを含む）や実施体制を提出すること。

## (2) プロモーション動画の制作

## ①動画の制作

ア) 以下のテーマごとに動画を制作すること。Instagram（博多旧市街、Fukuoka360°）でのリアル投稿及びデジタルサイネージでの放映を想定している。

- ・歴史、神社仏閣を紹介するもの。
- ・着物着付、提灯や博多人形絵付けなどの体験型コンテンツや博多旧市街にまつわる食を紹介するもの。なお、事業者は博多旧市街セクションに登録されている店舗から選定すること。

## 【博多旧市街セレクション】

[https://yokanavi.com/selection/?a=0&c\[\]=431&c\[\]=432&c\[\]=433](https://yokanavi.com/selection/?a=0&c[]=431&c[]=432&c[]=433)

- ・博多駅から博多旧市街のウェルカムゲートである博多千年門までの誘導を行うもの。  
(博多駅前広場→エスカレーター→歩行者デッキ→空港通り→承天寺通り→博多千年門)
  - ・インバウンド向けに、神社仏閣での参拝・拝観マナーを英語でお知らせするもの。
- イ) 動画本数については、以下のとおり制作すること。
- ・Instagramリール用動画は、テーマごとに各1本計4本とし、秒数は自由提案とする。
  - ・デジタルサイネージでの放映のため、15秒に編集した短縮版を別途制作すること。  
短縮版は、テーマごとに縦型・横型各1本ずつ計8本とすること。  
縦型はアスペクト比9:16 (1,080×1,920px)、横型は16:9 (1,920×1,080px) とすること。
- ウ) 国内外の観光客に対し、旅マエにおける博多旧市街の認知度を高めるための動画を制作し拡散することで、来訪意欲の喚起やイメージ向上となるような効果的なプロモーションを実施するもの。他の観光動画に埋没せず、印象に残るような動画とすること。
- エ) 動画には雰囲気やコンセプトにあったBGMを設定すること。
- オ) モデルの起用等を含め自由提案とするが、制作した動画は本事業終了後も継続的に使用するため、出演者の肖像権等に関する調整を行い、本市が期間の定めなく、観光プロモーション等において複製、編集、放映、配信その他必要な利用を行えるものとし、受託者は必要な権利処理を行うこと。
- カ) 動画データについて、令和8年8月28日(金)までに納品すること。
- キ) 制作にあたっては、撮影日程のアポイントを含め、各施設・スポットに対する内容確認(撮影にかかる対価支払い等も含む)、WebサイトやSNSへの掲載に関する一切の調整を行い、同意を得ること。また、撮影にかかる費用は全て事業費内に含めること。なお、寺社の撮影については、事前に市から連絡を行うため申し出ること。

### ②提案内容

- ・動画制作にあたり、方針やコンセプトなど具体的な提案を行うこと。
- ・絵コンテを作成し、提示すること。なお、オンラインプレゼンテーション時は、動画を提示することができる。
- ・動画撮影から編集、納品までのスケジュールを提示すること。

### (3) 動画の放映及び広報

九州内の主要駅(JR)、空港等におけるデジタルサイネージでの放映を軸とし、市内各所に設置されたデジタルサイネージ(※1)も併せて活用することで、通過客への視認性確保と来訪意欲の喚起を図るとともに、WebサイトやSNSと連動した総合的なプロモーションを実施すること。なお、市内各所に設置されているデジタルサイネージへの放映手続きは発注者にて行うため、費用は見積額から除くこと。

(※1) ソラリアビジョン、ららぽーと福岡サイネージ、因幡町地下通路サイネージ、イオンモール福岡伊都・香椎浜、メディカルシティ天神ビジョン、ゼビオ福岡天神3Dビジョン、コネクトスクエア、博多駅筑紫口サイネージ

#### ①提案内容

- ・動画の放映は、10月～11月及び3月の約3カ月を必須とし、放映動画及びスケジュールを提示すること。
- ・WebサイトやSNSと連動した総合的なプロモーションについて提案すること。

### (4) SNSにおける広報

#### ①公式Instagramの運用

視覚的訴求を軸に来訪意欲の喚起と現地回遊の促進を図るため、広告配信も含めた効果的な

投稿を実施すること。また、インバウンドへの訴求のため、多言語対応（英語）は必須とする。なお、最終的な投稿内容及びスケジュールについては、発注者と協議の上、決定すること。

## ②提案内容

- ・インフルエンサーの活用については自由提案とする。
- ・仕様書5（2）①で制作するリール動画も使用すること。
- ・投稿回数、投稿テーマおよび構成、投稿スケジュール、ならびにKPI（フォロワー数、インプレッション数等）について、総合的に提案すること。なお、博多旧市街ライトアップウォークへの集客に繋がるような投稿は、必須で提案すること。
- ・博多旧市街の認知度向上及びフォロワー増加を目的とした広告配信を行うこと。なお、広告配信に係る経費は委託費に含むものとする。想定するターゲット層、配信期間、配信内容、期待される効果等について提案すること。また、広告配信結果を月次で報告すること。

## (5) Webサイトにおける広報

福岡市観光情報サイト「よかなび」及び福岡市外国人向け観光情報サイトを活用することができる。

【福岡市観光情報サイト よかなび】 <https://yokanavi.com/hakataoldtown/>

【福岡市外国人向け観光情報サイト】 <https://gofukuoka.jp/>

また、昨年の事業実施の際に作成した特設HP（博多旧市街フェスティバル：今年度は実施しない）を継続して維持しているため、活用する場合は、以下の内容を踏まえ提案すること。なお、Webサイト及びドメインについては、令和8年9月1日付で前事業者より引き継ぐものとする。

費用については、サーバー環境の準備費用及び移管に伴い発生する諸経費も含め、本業務の提案限度価格の範囲内とすること。

【特設HP】 <https://www.hakata-old-town.jp/>

## ①提案内容

- ・特設HPの活用方法及び全体構成等について提案すること。
- ・情報更新体制、管理・運用計画を提示すること。

## (6) ガイドブックの制作

博多旧市街の魅力や博多旧市街ライトアップウォークの案内等、必要な情報を掲載したガイドブックを制作すること。掲載内容については、発注者と協議の上、決定すること。

## ①制作条件

- ・日本語版：A5サイズ 32ページ程度・・・28,000部
- ・英語版：A5サイズ 24ページ程度・・・11,000部
- ・納期：令和8年9月上旬までに、指定場所へ納品すること。（余りは受注者の責任で処分）

## (7) 博多駅中央改札口前イベントスペースにおける博多旧市街PR

博多旧市街の魅力及び博多旧市街ライトアップウォークのPRについて、博多駅中央改札口前という高い通行量を有する空間において、思わず立ち止まりたくなるようなアイキャッチとなる演出、博多旧市街への来訪意欲を喚起させるような空間設計を行い、以下に記載する実施内容を含め提案すること。なお、イベントスペースの使用料は見積額から除き、その他の設置経費等については計上すること。

## ①設置条件

設置期間：令和8年10月31日（土）～11月3日（火・祝）

設置時間：12時～20時

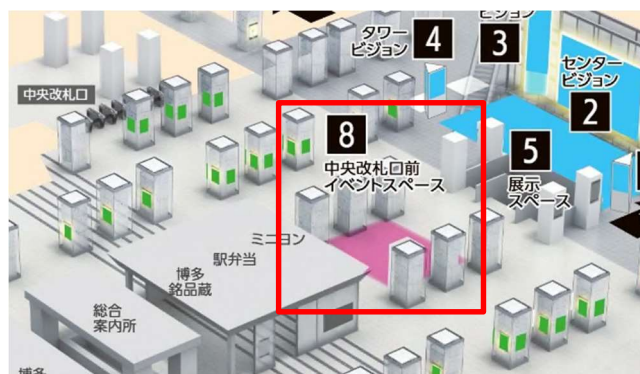
## ②提案内容

- ・博多旧市街ライトアップウォーク総合案内兼チケット販売ブースの設置を必須とし、全体コ

ンセプト、演出計画、ゾーンニングについて提案すること。（チケット販売については、博多旧市街ライトアップウォーク受託事業者が実施）

- ・ 設置時間中は、英語対応可能なスタッフを1名以上配置し、インバウンドへのご案内やチケット販売のサポートを行うこと。
- ・ 制作した動画を放映するため、モニターを準備すること。
- ・ 安全及び運営管理について提示すること。

#### 【博多駅中央改札口前イベントスペース】



#### (8) デザインマンホールを活用した回遊施策

エリア内に設置するデザインマンホールを巡るデジタルスタンプラリーを実施するため、以下に記載する内容を含め提案すること。なお、デザインマンホールの製作及び設置、スタンプラリーアプリ（SARF）へのコンテンツ登録は発注者において行うものとし、本業務の対象外とする。

##### ①マンホールマップの制作及び広報

来訪者が楽しんで参加することができ、博多旧市街の回遊及び滞在時間の増加に繋がるような周遊ルート作りを行うとともにマップを制作すること。マップはガイドブックに掲載する他、福岡市観光情報サイト「よかなび」に作成する特設サイトへも掲載を行うもの。

ア) スタンプラリーに登録するマンホールは6枚で、1枚は既に設置済み。残り5枚は10月上旬頃までに設置予定であるが、設置場所やデザインについては発表前であるため、契約後に共有を行うもの。

イ) マップは、日本語のマップと英語のマップを作成すること。

ウ) ガイドブック、福岡市観光情報サイト「よかなび」での広報に加え、SNSを活用した参加者増加に向けた効果的な情報発信を行うこと。

エ) スタンプラリー達成者へのノベルティについては、別途発注者にて制作するものとする。

##### ②提案内容

- ・ マンホールのPRをするだけでなく、神社仏閣や飲食、伝統工芸体験など観光スポットの掲載についても検討し、博多旧市街の回遊及び滞在時間の増加に繋がるようなマップを提案すること。マンホールの設置場所やデザインは発表していないため、想定で構わない。
- ・ SNSを活用した効果的な情報発信について提案すること。

#### (9) その他の追加提案

追加の提案がある場合はKPIとともに具体的に提案すること。ただし、追加提案部分は、本業務の提案限度価格の範囲内とする。

## 6 効果検証

各業務の実施結果におけるKPIの他、実施結果を分析し、今後の参考になるような提案を行うこと。

## 7 成果品の提出

成果品を期日までに納品すること。また、業務完了後は速やかに報告書を提出すること。

- ・ 事業報告書（紙媒体2部、電子データ）
- ・ 動画データ一式（mp4及びWMV形式）
  - ※テロップ等がない白素材も納品することとし、mov形式とする。
- ・ Webサイト及びSNS投稿文案（日本語及び英語、Word/Excelのように編集できる形式）

## 8 その他

- （1）事業者決定後に、動画構成・記事内容等の修正や、協議の上決定する事項が複数想定されることを留意しながら業務を遂行すること。
- （2）各業務にかかる一切の経費は、全て委託費に含むものとする。

## 9 受注者の責務

- （1）関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

- （2）守秘義務

- ①受注者は、業務上知り得た機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照すること。

- ②従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

- （3）従事者の服務規律

- ①サービス

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

## 10 総括責任者及び各業務責任者の選任等

- （1）総括責任者及び各業務責任者の選任

受注者は、業務を円滑に執行するため、全ての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者（以下「総括責任者」という。）及び履行内容ごとの責任者（以下「各業務責任者」という。）を選任し、発注者に届け出ること。各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

## (2) 責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に発注者との連絡を密に行うとともに、各業務間の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、9(3)に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

## 11 その他

(1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、受注者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、発注者の指示等に従いながら進めること。

### (2) 報告

受注者は発注者の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

### (3) 再委託

受注者が受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で発注者に提出し、承認を得ること。

なお、受注者は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が発注者の委託に係るものであること、受注者及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

### (4) その他

- ・仕様書の内容に疑義が生じた場合には、発注者及び受注者協議の上定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。
- ・本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条を含む）は発注者に帰属するものとする。
- ・納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受注者が負うものとする。